

国民健康保険の一部負担金の免除制度について

士別市国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関の窓口で支払う医療費（一部負担金）の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を免除することができます。

免除の対象となる事由

下記のいずれかに該当する場合、免除を申請することができます。

- ① 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

免除を受けることができる要件

下記の全てに該当する場合、免除を受けることができます。

- ① 入院療養を受ける国民健康保険の被保険者
- ② 上記の事由が発生したことにより、前年同時期の収入に比べ、現在の収入が減少している（申請月以降3ヵ月の収入月額平均見込みと前年同時期の3ヵ月の収入月額平均を比較）
- ③ 世帯主および当該世帯に属する被保険者の申請月の収入の合計額が、生活保護基準額以下
- ④ 世帯主および当該世帯に属する被保険者の預貯金合計額が、生活保護基準額の3ヵ月分以下

免除の期間等

免除は、3ヵ月を超えない期間とします。

ただし、やむを得ない場合には、新たな申請が必要であり、再度審査を行った上で免除を継続することができます。

免除が適用されるのは、申請された日からになります。

なお、原則、すでに支払った一部負担金については、免除の対象外です。

申請に必要な書類等

- ① 一部負担金免除申請書及び収入申告書
- ② 現在と前年の収入状況が分かる書類（給与明細書、年金支払通知書など）
- ③ 収入減少を証明する書類（離職証明書、雇用保険受給者証、罹災証明書など）
- ④ 世帯の国保加入者全員の通帳（記帳した上でお持ち下さい）
- ⑤ 入院の事実及び入院期間が確認できる書類（入院案内書など）
- ⑥ 国民健康保険者証（入院する被保険者）
- ⑦ マイナンバーが確認できるもの（世帯主及び入院する被保険者）
- ⑧ その他必要と認める書類

一部負担金の免除に関するお問い合わせは、下記までお願いします。